

奈良県地域防災活動推進条例の概要

防 災 統 括 室

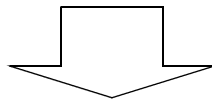
1. 前文

(1) 条例制定の背景 ～ 災害に対する備えの必要性の高まり ～

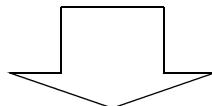
- 奈良県は、災害が比較的少ない地域だと言われてきたが、平成23年の紀伊半島大水害では、県南部において多大な人的被害、建物被害等が発生した。
- また、近年、全国的に集中豪雨や台風による被害が頻発しており、本県でも、大雨の発生や、巨大な台風の来襲が予測される。
- さらに、広範囲に甚大な被害が想定される南海トラフを震源とする巨大地震が、近い将来に高い確率で発生すると予測され、本県に大きな被害をもたらす可能性があるとともに、県内には多数の活断層が存在しており、直下型地震の発生も危惧されている。

(2) 条例の基本的考え方

- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害に対する日頃の備えや避難の徹底等を図ることにより、被害を減らすことは可能である。
- 県では、災害の発生に備えて、奈良県地域防災計画等に基づき、市町村及び防災関係機関と連携して防災対策を進めてきた。しかしながら、阪神淡路大震災など過去の大規模災害においては、多くの人々が自力により、又は家族や地域住民により救助されている。



- より一層被害を減少させるためには、県、市町村及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を保護する公助によるだけではなく、県民が自らの身は自ら守る自助の取組を実践し、地域において互いに助け合って地域の安全を確保する共助の取組に努めることが必要かつ不可欠である。そして、これら自助、共助及び公助が一体となり、相互に連携して、防災対策に取り組むことが重要である。



- 県民、自主防災組織及び事業者による地域における防災活動を推進することにより、地域における防災力の向上を図り、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現するため、この条例を制定する。

2. 第1章 総則（第1条～第7条）

条例の目的、定義、基本理念、各主体の役割等を規定する。

目的	○ この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者（以下「県民等」という。）の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とする。
定義（災害、自主防災組織、防災関係機関等の概念の定義づけ）	○ 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
基本理念	○ 防災対策は、人命を守ることを最も優先するとともに、被害を最小限にとどめるため、県民が自らの身は自ら守る自助を実践した上で、県民等が地域において互いに助け合って地域の安全を確保する共助の取組に努めるとともに、県、市町村及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を保護する公助を行うことを基本として実施されなければならない。 ○ 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村が、男女双方、旅行者等の多様な視点に立ち、要配慮者への支援等に配慮しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。
各主体の役割等	○ 防災対策に関し県民、自主防災組織及び事業者の役割並びに県の責務（公助の担い手として国、市町村及び防災関係機関と協力して防災対策を実施）を定めるとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定める。

3. 第2章 災害予防対策（第8条～第32条）

災害予防対策における県民等による防災活動及び県の基本的施策について、次の規定を設ける。

県民による防災活動	・ 防災知識の習得等 ・ 地域の災害危険箇所等の把握等 ・ 災害から得られた教訓の伝承等 ・ 自主防災組織への参加等 ・ 建築物の安全性の確保 ・ 物資の備蓄等
自主防災組織による防災活動	・ 防災知識の普及 ・ 地域の災害危険箇所等の確認 ・ 防災訓練の実施 ・ 物資の備蓄等 ・ 避難行動要支援者の支援体制の整備
事業者による防災活動	・ 事業所に来所する者等の安全確保等 ・ 事業の用に供する建築物の安全性の確保 ・ 事業継続計画の策定
地域における防災活動の推進に関する基本的施策 県が、市町村等と連携して実施する取組	・ 防災知識の普及等 ・ 防災教育の充実 ・ 防災訓練等の実施 ・ 自主防災組織への支援 ・ 公共施設の整備等 ・ 物資の備蓄等 ・ 事業者との協定の締結等 ・ 防災情報の提供体制の整備 ・ 避難計画の作成等に関する支援 ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成に関する支援 ・ 避難情報に関する支援

4. 第3章 災害応急対策（第33条～第39条）

災害応急対策における県民等による防災活動及び県の基本的施策について、次の規定を設ける。

県民による防災活動	・ 速やかな避難の実施、指定避難所の運営への協力等 ・ 救出及び救護等への協力
-----------	---

自主防災組織による防災活動	・ 地域住民の安否等に関する情報の収集および提供 ・ 負傷者の救出及び救護、避難誘導等
事業者による防災活動	・ 事業所に来所する者等の安全確保 ・ 地域住民等と連携した災害情報の収集及び提供 ・ 負傷者の救出及び救護、避難誘導等
地域における防災活動の推進に関する基本的施策 県が、市町村等と連携して実施する取組	・ 県民の安全を確保し、円滑に避難できるよう、避難、救助、医療等の災害応急対策の実施等 ・ 県民の避難が円滑に行われるよう、市町村及び防災関係機関と連携した情報の収集、共有及び伝達に必要な体制の確立、並びに県民等への迅速かつ的確な情報提供 ・ ボランティアによる防災活動への支援

5. 第4章 復旧及び復興対策（第40条）

災害からの復旧及び復興を図るための各主体の取組

- ・ 県民：自らの生活再建及び地域社会の再生
- ・ 自主防災組織：地域における復旧及び復興対策への協力
- ・ 事業者：事業の継続又は速やかな再開による雇用の確保等
- ・ 県：市町村等と連携して、災害からの復旧及び復興に関する計画策定及び実施

6. 第5章 防災の日及び防災週間（第41条）

○ 県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、過去に奈良県において、災害により多大な人的被害等が発生した直近の日をもとに、災害の種別ごとに、防災の日及び防災週間（防災の日を含む知事が定める期間）を設定

- ・ 「地震防災の日（7月9日）」（伊賀上野地震）
- ・ 「水害防災の日（8月1日～3日）」（大和川大水害）
- ・ 「土砂災害防災の日（9月3日～4日）」（紀伊半島大水害）

7. 附則 施行期日：平成26年4月1日

一部改正：令和 3年7月9日